

平成26年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年6月26日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年6月26日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	3番議員	吉筋恵治
4番議員	中根幸男	5番議員	鈴木托治
6番議員	西田彰	7番議員	太田康雄
8番議員	亀澤進	9番議員	山本俊康
10番議員	榊原淑友	11番議員	片岡健
12番議員	小沢一男		

5 不応招議員 2番議員 小澤哲夫

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 不応招議員に同じ

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産 業 課 長	三 浦 強	建 設 課 長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議会書記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

- 議案第48号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 森町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 平成26年度森町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第53号 平成26年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成26年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
- 請願第 1号 森小学校・森幼稚園・摩耶保育園周辺道路に安全を確保
するための道路整備に関する請願
- 発議第 1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 一 般 質 問
- 議員派遣について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

< 議事の経過 >

議 長 | (榊原淑友 君) 会議に先立ち、ご報告いたします。
森町議会会議規則第2条の規定により2番、小澤哲夫君から欠席

届が提出されておりますのでご報告いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、企画財政課長から発言を求められておりますので発言を許します。

企画財政課長。

企画財政
課長

(長野 了 君) 企画財政課長でございます。お手元にですね、議事日程とともにですね、A4一枚で、議案第51号「平成26年度森町一般会計補正予算(第2号)」の正誤表をお配り申し上げます。

内容につきましては、太田議員からご指摘があったようにですね、歳入歳出予算の事項別明細書11ページの10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の特定財源の内訳でございますけども、地方債その他のところに丸印をつけてございますが、その部分が正のようですね、地方債15,500千円という訂正でございます。よろしくお願いたします。

議 長

(榊原淑友 君) 日程第1、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君) 6番、西田です。議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

今回の地方税法等の一部改正による条例改正は、その根本に消費税増税があることは明らかであります。元々、消費税増税と法人税率引下げは財界・大企業の要望であり、それに伴う財源不足を社会保障の削減で補おうとする、庶民いじめ、庶民泣かせの税制改革の一環であると考えます。

特に復興特別住民税、所得税は10年間、25年間と負担を強いる一方、復興特別法人税は3年間で1年前倒しで廃止するなどは企業重

視の表れです。法人県民税、法人町民税合わせ4.4パーセントの引下げで不足する税収不足を地方交付税措置するといわれますが、はっきりとした確約があるわけではありません。中小零細企業は優遇税制の恩恵には乏しく、厳しい経営を余儀なくされているのが現状です。

さらに、庶民の足としての軽自動車は所得が減り続ける中、なくてはならない移動手段として普通車より負担の少ないことから普及してきたものです。取得税を下げる一方、車体課税は重くすることは、突き詰めればこれも財界・大企業の要望であったといわざるを得ません。

このことから、今回の条例改正は町民には負担が増えることになります。昨日発表された「経済財政運営と改革の基本方針」と新成長戦略、規制改革実施計画の閣議決定で、これが実行されればさらに庶民負担が重くのしかかることが予想されます。

地方自治体に求められるのは、町民の命と暮らしを守る防波堤の役割です。そのための施策が求められていることを申し上げまして、私の反対討論を終わります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

議 長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 7番、太田康雄でございます。ただ今討論に付されております、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」に、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令がそれぞれ公布されたことに伴い、森町税条例の所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、法人町民税の法人税割を100分の12.3から100分の9.7に、2.6引き下げること、軽自動車税の税率を、原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車については平成27年度から約1.5倍に、軽自動車については、平成27年度から自家用乗用車は約1.5倍に、その他のものは約1.25倍に引き上げること、耐震改修を行

った家屋について、固定資産税の減額措置を受けるための申告書記載事項や添付書類など、申告手続を定めたことです。

法人税の引下げは、企業立地の国際競争力の強化、軽自動車税引上げは普通自動車との課税格差の見直しと、それに伴う国・県と市町村との税源の偏在性の是正、そして財政力格差の縮小を目的にしたものと考えます。

この法律の改正に伴う町条例は、森町民が公正かつ平等に課税され、納税するために必要な改正と考え、本議案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

議 長 (榊原淑友 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 (榊原淑友 君) 起立多数です。

したがって、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第49号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第49号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第50号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 6番、西田です。議案第50号、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に、賛成の立場で討論します。

今回の改正は、後期高齢者支援者等にかかる賦課限度額、介護納付金にかかる賦課限度額の引上げはあるものの、低所得者に対する軽減措置拡大により、負担が少し改善される改正であります。

国民健康保険税の負担感は重いと感じる人は多く、その解消が求められるところでありますが、反対する消費税が導入され、様々な負担が押し寄せる中での軽減ですので賛成をするものです。国にはこれにより減収となる財政支援を確実に実施させなくてはなりません。

根本的には、国保に対する国の負担割合を50パーセントに戻させるとともに、早期発見、早期治療で医療費の抑制を図らなければなりません。昨日発表された「経済財政運営と改革の基本方針」と、新成長戦略財政改革実施計画の閣議決定が実行されれば、様々な負担が増加することが考えられます。今後保険あって医療なしとならない施策を行政には求めまして、私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第50号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第51号「平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

（太田康雄君）7番太田康雄でございます。ただいま討論に付されております、議案第51号「平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算は、補正前の歳入歳出に、それぞれ198,543千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,930,946千円とするものです。

内容を見ますと、まず清掃総務経費120,620千円、これは森町清掃センター解体撤去のための費用です。森町清掃センターは、平成20年3月にその役割を終え、閉鎖されました。ダイオキシン等の沈静化を図るため、しばらくそのままの状態でおかれていましたが、今回、取り壊すこととなりました。120,000千円余の多額の事業となりますが、今後ますます公共施設の維持管理が町財政にとって大きな負担となることが予想される中、特別交付税の措置があるうちに、問題を先送りせず撤去に踏み切ったことは評価できます。

町単独道路改良事業6,650千円は、総合体育館周辺の道路整備です。町道改築工事5,000千円は、町道森幼稚園線の劣化した側溝の改修、測量設計業務委託料1,650千円は、町道庵山線及び森幼稚園線の将来計画を検討するための予備設計委託料です。これらの道路の安全確保のための整備については、今議会に請願も出されており、これからの整備に期待が持たれます。総合体育館が新たに建設されることで、この地域が文教地区としてさらに充実していく中で、児童・園児の安全・安心も高められていくことに期待いたします。

また、中学校施設整備費27,848千円は、旭が丘中学校給食棟の耐

震補強工事23,436千円と、森中学校給水配管布設替工事3,780千円です。旭が丘中学校給食棟は、耐震診断の結果、数値が不足することが判明し、耐震補強工事を実施すべく準備がされてきましたが、今回、国庫補助金「学校施設環境改善交付金」8,384千円と有利な起債15,500千円を活用し、施工されることとなりました。森中学校給水配管布設替工事は、本年4月以降、2度の漏水が発生し、その都度応急処置がされてきましたが、漏水箇所から、給水管の劣化が見られ、全体を布設替することとなりました。教育現場での児童生徒の安心・安全を確保するとともに、教職員の心配を取り除く、適切な対応、迅速な対処を評価いたします。

その他、マイナンバー導入に対応するためのシステム整備、地域少子化対策強化交付金を活用した事業など、国の動向に合わせた事業や、魅力あふれる遠州の小京都まちづくりを推進するための基本構想策定事業、自治総合センター・コミュニティ助成金を活用した町内会への助成金や自主防災組織の可搬ポンプ更新事業など、多くの事業予算が計上されています。いずれも必要な事業であり、財源も適切に確保されております。

以上の点から、今後とも、限られた財源の中で、国・県の政策に沿う事業と、森町が森町らしく発展するための事業とが、バランスよく、時宜をとらえて行われることを期待しつつ、本補正予算に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

議長 (榎原淑友 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第51号「平成26年度森町一般会計補正予算（第

2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号「平成26年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 榊原淑友 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長（ 榊原淑友 君 ）起立全員です。

したがって、議案第52号「平成26年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第53号「平成26年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 榊原淑友 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長（ 榊原淑友 君 ）起立全員です。

したがって、議案第53号「平成26年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第54号「平成26年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第54号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第54号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第8、請願第1号「森小学校・森幼稚園・摩耶保育園周辺道路に安全を確保するための道路整備に関する請願」を議題とします。
本請願は、6月11日の本会議において、第二常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。
第二常任委員会委員長、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄 君) 平成26年6月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。
去る6月11日の本会議において、第二常任委員会に付託されました請願は、請願第1号「森小学校・森幼稚園・摩耶保育園周辺道路に安全を確保するための道路整備に関する請願」、以上、1件であります。
付託された請願審査のため、去る6月12日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。
6月12日午前9時30分、委員会室に全委員出席のもと、委員会を開会しました。
初めに副議長よりご挨拶を頂き、職員による標題と紹介議員名、請願者名の朗読の後、請願第1号「森小学校・森幼稚園・摩耶保育園周辺道路に安全を確保するための道路整備に関する請願」を議題とし、紹介議員の説明を受け、当局より参考意見を受けた後、質疑に入りました。
6月補正予算で計上されている測量設計業務委託料には請願箇所

も含まれるかとの問いに、庵山線、森幼稚園線の予備設計費であり、請願箇所今後の道路計画に反映させていきたいとの当局の答弁でした。

周智高校線は予備設計に入っていないのかとの問いに、周智高校線の計画も加味して予備設計を行っていくとの当局の答弁でした。

周智高校線の歩道の計画はとの問いに、蓮華寺線との交差点の形状などから、周智高校線の北側に2.5メートルの歩道を設置する計画であるとの当局の答弁でした。

庵山線、森幼稚園線の予備設計は拡幅と歩道設計を想定しているかとの問いに、幼・小・保育園のあるところなので、歩道設計ありと想定しているとの当局の答弁でした。

森幼稚園線の改良は、総合体育館敷地までは町有地となったので容易と考えられるが、その先は県有地であり、敷地と路面との高低差も大きいことから費用がかかると思われる。当局の考えはとの問いに、昭和61年から平成2年までの5箇年で、物理的な制約のある中、延長約270メートルを周智高校側に拡幅し改良した経緯があり、整備済みと考えているが、幅員、歩道については、予備設計の中で検討していきたい。体育館の外構工事の設計では、北側は駐車場となっており、森幼稚園線の拡幅を想定していないので、外構工事の設計に間に合うように検討していきたいとの答弁でした。

請願箇所での過去の交通事故の件数、園児の登園時の車両の通行量、通学路としている中学生の人数はとの紹介議員への問いに、危険な道路であるが、幼稚園では保護者や教師が付き添った集団登園を実施し、保育園では登園車両の自主的な一方通行規制により、今まで大きな交通事故は起きていない。幼稚園児は徒歩通園だが、保育園はほぼ全員が保護者による自動車通園なので、通行車両の数は園児の数とほぼ同数である。通学路としている中学生の数は把握していないとの答弁でした。

横断歩道の整備は計画しているかとの当局への問いに、今年の秋に役場と教育委員会、学校、PTAと警察による通学路の合同点検を

予定している。その中で、横断歩道の設置が必要と思われる箇所が出てくるだろう。それらについては、警察等と協議しながら検討していきたいとの答弁でした。

毎年各幼稚園、小学校、中学校から通学路の安全対策について要望が出されているが、これらの箇所について要望されているかとの当局への問いに、今までには要望されていないとの答弁でした。

周智高校グラウンド跡地に総合体育館が建設されるに当たり、合わせて周辺道路の整備ができるのではないかと考え、今回請願を出したのかとの紹介議員への問いに、その通りであるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で付託された請願の審査を終了し、討論を省略し、採決を行いました。

請願第1号「森小学校・森幼稚園・摩耶保育園周辺道路に安全を確保するための道路整備に関する請願」は、委員全員の賛成で原案のとおり採択されました。

以上が、付託された請願についての審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

議長 (榊原淑友 君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

議長

(起立全員)

(榑原淑友君) 起立全員です。

したがって、請願第1号「森小学校・森幼稚園・摩耶保育園周辺道路に安全を確保するための道路整備に関する請願」は、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

しばらく休憩をします。再開を10時5分から行います。

なお、再開に当たりまして、日程第9、発議第1号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について」を求められておりますので、手話通訳者を議場の中に入場を許可いたしましたので、その旨ご承知おき願います。

議長

(午前9時59分 ～ 午前10時05分 休憩)

(榑原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、発議第1号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議長

(職員朗読)

(榑原淑友君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(榑原淑友君) 「異議なし」と認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(榑原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、内

閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。

日程第10、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 質問に入る前に、手話言語法が議員全員の賛成で意見書として採択されたことに、大変うれしく思います。

2問の質問をいたします。一つ目は聴覚障害者の皆さんが抱える問題と、手話通訳者養成について、2問目は、通学路の安全確保についてでございます。

聴覚障害者の方々が社会生活全般において苦勞されるのが、健聴者とのコミュニケーションであり、災害時における情報伝達への不安等と聞きます。例えば、生まれつき聴覚に障害があると、話すこと、字を覚えることに時間がかかり、日本語が苦手な方が多いといわれています。このようなことから、少なくとも、普通に社会生活を送られる環境作りがされなければならないと考え、次の質問をいたします。

1、森町では学校教育、社会教育、特に福祉教育において聴覚障害者、手話通訳者がどこまで関わっているのでしょうか。

2、講演会、イベント、成人式等に聴覚障害者の人たちが気軽に参加できる取組がされているのでしょうか。

3、通訳者の現状と養成の取組は。

2問目の、通学路の安全確保についてでございます。

森町全域を見ると、通学路の安全確保は万全とはいえません。各地域から出される要望にランク付けはできないが、県道焼津森線もその一つであります。

期成同盟会の長年の運動により整備が進みつつあるが、危険度の高い箇所は進んでいないと考えています。一宮地区に入った天浜線ガード付近はかなりランクは高いと思います。県の管理とはいえ、事故に遭う確率の99パーセントは森町民の子供たち、歩行者

であります。行政の認識を伺います。

また、日本の土木技術は世界レベル、ガードそのものの改良を待っていたら、らちがあきません。歩行者用隧道で南北歩道をつなぐ改良を、行政・住民一体で県に要望すべきと思いますがどうでしょうか。

議 長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) 西田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、「聴覚障害者が抱える問題と手話通訳者養成について」のご質問にお答え申し上げます。

先ほど採択されました、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、手話が言語であることが明記された平成18年12月の「国連の障害者権利条約」及び平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」にも手話が音声言語と対等な言語であるとされていることから、町といたしましても、「手話言語法」が制定されることが望ましいと考えております。

さて、第1点目の「学校教育、社会教育、特に福祉教育において、聴覚障害者、手話通訳者がどこまで関わっているか」との質問でございますが、学校における福祉教育につきましては、道徳や総合的な学習の時間、また、福祉体験等において実施をしているところがございます。その中で、点字や手話について学習をしている学校もありますし、手話通訳者を招いて授業を行っている学校もあります。

また、社会教育では社会福祉協議会と共催の、中・高生ボランティア体験入門講座のカリキュラムに、手話について学ぶ時間があり、手話通訳者と聴覚に障害のある方に講師をお願いして実施しております。議員ご指摘のとおり、聴覚に障害がある方が一番苦勞されることは、やはりコミュニケーションを取るのだと思います。その点、手話は、聴覚に障害のある方同士、又はある方とない方との意思疎通を図る上で大きな役割を果たすものでございます。

近年、ニュースや各種講演会、公共機関の窓口で手話を見かけるようになりまして、多くの大学等でも手話サークルが作られ、活

発に活動をしているなど、手話の社会的認知度も進んでおります。

2点目の質問であります「講演会、イベント等に聴覚障害の方が気軽に参加できる取組がされているか」とのことですが、森町においても、成人式や講演会、中学校の卒業式でも手話通訳を実施した経験がありますが、事前に要請があれば希望に応えられるよう通訳者を派遣しております。

平成25年度の実績を申し上げますと、7月、12月、2月に開催された「児童館祭り」、10月の「ふれあいまつり」、2月の「森町ロードレース大会」へそれぞれ手話通訳者を派遣しております。

また、「ふれあいまつり」の中で、森町の手話サークル「三木の里」のご協力により簡単な手話講座を開催するなど、手話の啓発にも努めて参りました。

今後も、講演会やイベント等の主催者から手話通訳者の派遣依頼があれば、随時対応して参りたいと存じます。

3点目の、通訳者の現状と養成の取組についてでございますが、現在、森町登録の手話通訳者は4人おります。内訳は、森町在住の通訳者1人、袋井市在住が2人、浜松市天竜区在住が1人となっております。

次に、通訳者の養成の取組でございますが、手話通訳者になるには、各市町で開催する手話奉仕員養成講座を修了し、次に県の開催する手話通訳者養成講座を受講した後、全国手話通訳者統一試験に合格した者が、面接を経て県の登録手話通訳者となり、各市町へも派遣できることとなります。

森町では平成20年度から社会福祉協議会に委託して、手話奉仕員養成講座を開催しており、これまで、森町の養成講座を修了された方の中で、県の登録手話通訳者となった方が1人おります。

従来、市町で実施する手話奉仕員養成講座は、入門講座に1年間、基礎講座で1年間かけて実施して参りましたが、今年度からテキストの改正により入門講座と基礎講座を合わせて1年間で実施できるようになりました。

これに伴い、今年度からは袋井市と合同で奉仕員養成講座を実施しており、受講生10人中森町在住の方3人が現在受講されております。

聴覚に障害のある方の社会参加を確保する上でも、手話の普及も含めて意思疎通支援への取組は今後ますます重要になってくるものと思います。町といたしましても、手話が言語であるという認識に基づき、聴覚に障害のある方の社会参加促進及び共生社会実現のため、今後とも手話通訳者の養成に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に「通学路の安全確保について」申し上げます。

通学中の交通事故防止にあっては、近年の事故多発を受け、通学路の安全確保に警察や道路管理者と学校関係者が連携する中で取り組んでおります。そんな中、本年度に入って沼津市で登校中の児童の尊い命が奪われ、更なる対策が求められております。

本年4月には、袋井警察署が主催し「森町各小学校の通学路点検連絡会」が開かれ、管内の交通事故発生状況や各学校の通学路の危険箇所について、警察・学校関係者・道路管理者が一堂に会し協議を行いました。また、新学期が始まったこともあり、各学校ではPTA関係者と通学路の点検、安全確保についての協議を行っています。さらに、本年度から静岡県では各道路管理者が主体となって通学路の合同点検を実施することになり、危険箇所の情報共有、安全確保に向けた取組を、より一層推進することとなりました。

議員ご指摘の主要地方道焼津森線でございますが、町内ルートとしては袋井地内から飯田地区東組を通過し、太田川下飯田橋を渡り、谷中、赤根を通過して、愛光園前交差点を終点とする県道でございます。全線の整備状況を見ますと、狭隘であった大日トンネルが平成9年に完成し、その後局所的ではありますが飯田小学校前付近、宮園小学校前付近、そして下飯田橋から谷中園田駐在所までの区間などにおいて歩道が整備されました。これらは地元要望を受け、町が県に粘り強く要望した結果であり、まさに町と住民が一体となっ

た取組の成果であると考えております。

さて、赤根地内の町道郷下線から赤根円田線の間は通学路となっており、一昨年に行われた「通学路緊急点検」でも、天浜線ガード下は道幅が狭く危険であり対策が必要と判断され、ドライバー等の視覚に道路の幅が狭いという認識をさせる効果があるとされる道路の外側線が、県により引き直され対策がとられたところがございます。また、本年3月にはそのガード下の舗装が下がり水たまりができて児童が登下校できないとの話があり、早急に舗装修繕をさせていただいております。今後、通学路点検を活用し、地域の方々と関係機関で可能な安全対策について模索していきたいとこのことでございます。

また、天竜浜名湖線ガード下は、整備ランクが高いのではないかとこのご質問でございますが、地元要望には、老朽化した橋の架け替えや狭隘区間の長い道路の拡幅、がけ崩れの防止など、それぞれ状況が異なり、なかなか客観的にランク付けはできないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、焼津森線の整備につきましては、町独自はもちろんのこと、焼津森線道路整備促進期成同盟会等、あらゆる機会をとらえて、今後も粘り強く県に要望して参りたいと思っております。

以上を申し上げまして答弁といたします。

議長
6番議員

(榊原淑友君) 6番、西田彰君。

(西田彰君) 細かく答弁を頂きました。まず、聴覚障害者の皆さんのことでございますが、福祉課においてはですね、ふれあいまつりとかそういったことでいろいろな講座を開いたりしたということでございますが、学校関係で体験学習っていうものは、その実績というものは何回ぐらい行われているのか、まずお聞きします。そして、福祉の方ふれあいまつりとか、そういったときは、どの程度の方が参加して、どのような内容で行われたのか、分かれば教えてください。

それから、要請があれば手話通訳の方を出席していただいて対応するということですが、この要請するっていう前にですね、例えば成人式においてもですね、そういったイベントにおいても、その広報の仕方としてですね、手話通訳の人たちが付きますよとか、そういったことがね、案内がないと思うんですね。そうすると、その人たちがこういうイベントがあるねって見ても、その通知がないもんですから、行けないねということになってしまうと思うんです。その点で、広報とかそういったもので知らしめるという点が、今後求められるのではないかと思います、いかがでしょう。

それから、手話通訳者の皆さんの養成でございますけども、具体的にですね、養成に努めるというだけでは、どの程度まで効果が上がるかと、なかなか分からない。ですので、具体的にこういった補助策もありますよとか、こういった体制でバックアップしますよと。例えばですね、この講習を受けるにはですね、テキストは配付されますけども、交通費とかそういったもの、近くでやっていただければいいんですけども、ちょっと離れて掛川とか、菊川とか、御前崎とか、そういったところでやる場合にでも、自分で自費でですね、参加しなければいけない。なかなかそれで、そういった時間を取る、そして、そこまで通うための時間とかお金、そういったものもすべて自分が出さなければいけないという中で、なかなかですね、これを受けるにも大変だということですが、そのバックアップ体制、是非多くの人にですね、手話通訳になっていただきたいと思うわけですが、そういったところは今後どのように考えていくのか。

それから、2問目において通学路でございますが、なかなか過去の例を見てもですね、事故が起こってから大体対策が行われるというのが常でございます。今非常にですね、もうつい昨日もですね、脱法ハーブを吸った若者が歩道に乗り上げてそこの歩行者をはねて、多くの犠牲者が出ました。飲酒運転が減ってもですね、逆にそういった状況で、大きな交通事故が起きているということですが、

ます。当然、森町全域に安全対策というものは必要でございますけれども、やはり特にですね、天浜線ガードというところは、これからスマートインターが開通し、県外から、県内からも多くの車が集中してくる中で、県道ということですので、ナビを使ってきたりすると、あそこへ全部、あそこを通過して小國神社へ向かったり、各観光地へ行くということでございますので、その辺の認識というものをね、もう少し強く県の見えていただいて、やはりこれを対策をするための施策というものが早期に求められると思います。

素人でガードの隣へ隧道を作って歩行者用を作ったらどうかと聞いておりますが、素人ですので工事的にどのような難しい問題が起こるのか分かりませんので、専門家である参事なり建設課長にもです、こういうところは無理だよ、こういうところはやればやれますよというようなことがあれば教えていただきたいと思います。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 2問目の質問、非常に実際の実態への質問でございますので、学校教育等々の実績については教育長。それから成人式等々への対応については社会教育課長の方から答弁をさせたいと思います。

また、手話通訳者講座についての助成等々につきましては、周辺の自治体がどのような制度を設けて応援をしているのか、そこらを今後研究・検討して参りたい。それによって必要ならば対応して参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それから、次にガード下の歩行者用隧道をという意見でございます。建設課の森町参事の方から答弁いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げて、私から以上で答弁とさせていただきます。

議 長 (榑原淑友 君) 教育長。

教育 長 (比奈地敏彦 君) 教育長でございます。ご質問の中での、学校教育の中においての実態ということの、回数も踏まえてということのご質問だと思いますが、ご承知のとおり、福祉教育については学校においては総合的な教育の時間という、週2回行われる時間の

中で主に実施されております。その総合的な時間等については3年生からあるわけですが、それぞれの学年が毎年テーマを決めて行います。特に、近年では4年生、5年生等が主に実施していると聞いております。

年間を通してやる場合と、年3回くらいにテーマを決めてやる場合がございますので、先ほどご指摘のような実体験、例えばアイマスク体験とか、車いす体験とか、手話通訳者のお話を聞くとか、いろいろな体験のものがあありますが、年間の中で回数を決めているというものではございませんので、子どもたちが課題意識を持ったときにやるものと、そういうふうにして受け止めております。

学校の実態で言うと、どの学校でも福祉体験を毎年行っているというのではなく、それぞれ先ほど言いましたようにテーマを決めていくという中で実施しているものです。特に、福祉についてはやはり自分のことだけでなく、周りの人も大切に思い、一人一人それぞれの考え方、生き方を尊重して、共に生きていくことが力になる、必要なんだということを分かっていたくために、教育活動の中で実施していると、そのように捉えております。以上です。

議長 (榎原淑友 君) 社会教育課長。

社会教育課長 (鈴木富士男 君) 社会教育課長でございます。成人式につきましては、現在申込制となっております。その案内文の中に事前にお知らせを頂けるような文章を前もって入れて、ご送付をさせていただきたいと考えております。以上です。

議長 (榎原淑友 君) 建設参事。

建設参事 (鈴木雅則 君) 建設参事の鈴木でございます。西田先生からのご質問がありました焼津森線のガード下の工事等について、歩行者用隧道はどうだということについて、意見としてはどうですかという質問でありますので、そちらについて答えさせていただきます。

一般的な考えというところもありますので、そちらも含めてお聞きしていただければと思いますが、鉄道直下において、アンダーパ

スが可能となる通路を確保する工事を行う場合につきましては、あの区間を見ていただいてもご承知のとおりだと思いますが、盛土区間でありまして、また、県道の高さが余りないというところでもございます。道路で置きますと工事をやる場合はですね、その区間一時全面通行止め等やって行うということも方法としては考えられるわけですが、あそこは天竜浜名湖鉄道という鉄道でありますので、どうしてもそういうことはできかねるということでございます。

そのため、鉄道の運行に支障がないように、鉄道敷きへの影響を抑えた工法を採用する必要があります。

そういうこともありまして、やはり工事の金額としては相当な金額が、やはりどんな小さな歩道用隧道であれ、ガードを造り直すにしろですね、それなりの金額がかかるのではないかとというふうに考えられますので、やはり事業実施までにはそれなりの時間等も必要になるのではないかとというふうに思われます。

また、議員のおっしゃっているように、歩行者用隧道もですね、効果的な対策の一つであるとは思いますが、誰もが安全で快適に利用できる歩行空間を確保するというのが最も重要な目的であるかと思えます。その目的を達成するためにですね、どういうものを行ったらよいかということにつきましては、道路管理者であります県においても、住民の皆さま、また町と合意形成を図りながら検討していただけるものというふうに考えておりますので、そういう中で何がよいかということをもた対応をすることになれば検討していただけるというふうに思われます。

そのため、町としましてはですね、地域住民の安全・安心を守るために、当該区間につきましては道路が狭く、車両と歩行者が錯綜し非常に危険である天浜線ガード下を含め、この区間の県道について、誰もが安全で快適に利用できる歩行空間の確保と、通学路の安全確保の必要性、緊急性について、道路管理者であります県にねばり強く要望していくということが重要なことだと考えます。以上です。

議 長
6 番議員

(榑原淑友 君) 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 今教育長から答弁を頂きましたけども、ちょっとですね、その答弁もですね、何かこう受動的なんですね。

生徒が自主的に福祉教育をやってみたいと、そういった意見があるとやるということですが、学校の場合ですね、先生によっても福祉に理解のある先生と、また学業に非常に熱意先生と違ってあるわけでございますので、やはり教育委員会としてですね、もう年間これだけはいろいろな福祉に関する総合学習をしていくんだよという中に、聴覚障害者の皆さんが願っている手話通訳者の皆さんを呼んであれするとか、また、そういう障害をお持ちの方と話し合ったり交流をするという機会をですね、やっぱり学校として作っていかなければ、なかなか子どもたちからこうだよというのは出てこないと思います。その辺はどのように考えるかお願いします。

それから、通学路の安全確保で、天浜線ガードは非常にもうお金がかかるということは、もう明らかですね、やっぱり鉄道というもので、国土交通省の所管ということですし、なかなか危険も、道路の方もそうですけども、鉄道への危険というものもかかると思います。お金もかかる、もし実行するとすればお金もかかるということですが、これは飽くまでも仮定ですけども、県のその工事費に対して、町がですね、こういったぐらいは出しますから何とかならんかというようなことができるのかできないのか。県の道路であるからどんな工事をするにしても町が出すということとはできないということなのか、その辺最後をお願いいたします。

議 長
町 長

(榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まず、県の工事に対して町の負担ということでございますけども、通常県単の道路改築等々については県も工事費が少のうございますので、工事費の 1 割を負担するという制度がございます。ただ、それは国庫補助金とか交付金とか、あるいは国道とか、そういう部分については県の事業に町は負担するというシステムはございませんけども、ここは主要地方道で、県単独事業

で行うというときには、一定の割合を負担するという制度がございます。

ただ、西田議員のご質問は、その枠を超えて負担するということの質問かと思えますけども、まさに町の貴重なお金を本来県がすべき事業に負担するというのは、少なくとも私は行うつもりはございません。制度としてはそのようになっております。

議長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 議員の方のご指摘の、教育委員会が積極的に関わっていただきたいというような主旨だと理解させていただきましたけども、先ほどもお話しさせていただいたように、福祉教育の重要性については十分理解しているし、学校の教育の中においても必要性を認めるところです。先ほど申しましたように、福祉教育と同時に今の世の中の中で、社会の変化を迎えているわけですけども、その中で同じように学校教育の中で扱わなければいけないものとして、国際理解教育であったり、情報の教育であったり、環境教育であったり、福祉も踏まえてですけども、そういうものをトータル的に先ほど申しました総合的な時間の中でこなしていくと、そういう部分でございます。

もちろん、子どもたちが主体となって学ぶ意欲があればいいわけですけども、教科の学習ではございませんので、やはり一つ一つ学校の方の計画に沿ってですね、子どもたちの育成、先ほど言ったように幸せについて、生きることの大切さについてとか、そういうものについて共に考える場としていけたらと思っております。したがって、教育委員会としては、各学校の教育活動というものについて、重要性については支援させていただくという方向で進めていきたいと思っております。

議長 (榊原淑友 君) しばらく休憩をします。再開を10時55分から行います。

(午前10時45分 ~ 午前10時55分 休憩)

議長 (榊原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君) 7番、太田康雄でございます。私は先に通告いたしましたとおり、公共下水道事業に伴うインフラ整備についてを町長に、新体制となった教育委員会の所信についてを教育委員長にそれぞれ伺います。

まず、1問目の公共下水道事業に伴うインフラ整備についてです。

森町公共下水道事業は、平成26年度から第3期事業計画区域に入り、森地区中心部の住宅密集地での下水管渠築造工事が行われます。この区域には、舗装の劣化した町道や段差のある歩道、老朽化した側溝や排水路など、改修が必要な箇所が多数あります。特に、古くから使われている排水路には、民地に布設されているものもあります。

そこで、次の2点について町長の考えを伺います。

1、公共下水道事業は、莫大な予算と時間を投入して行う都市計画事業です。この事業に合わせ、これまでも老朽化した水道管、石綿管の布設替え等を行ってきました。当該地区において、道路舗装、歩道、側溝などのインフラ整備を行い、生活環境を改善すること。

2、現在汚水を排出している排水路近くに下水管渠を築造することが、住民にとって利便性が良く、公共ますの設置や接続率の向上につながると考えます。そこで、排水路が布設されている民地を買収、あるいは寄附等によって官地として下水管渠を築造し、併せて排水路を改修すること。

次に、2問目の新体制となった教育委員会の所信についてです。

森町教育委員会は、教育委員長、教育長が交代し、4月から新体制となりました。そこで、森町の教育の方向性、取組についての所信を教育委員長に伺います。

議 長

(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄君) 太田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、公共下水道事業に伴うインフラ整備について申し上げます。

1点目の「公共下水道事業に合わせて、道路舗装、歩道、側溝などのインフラ整備を行い、生活環境を改善すること」についてのご質問でございますが、公共下水道事業はご指摘のとおり、莫大な予算と時間を要する都市計画事業でありますことから、一般会計からの繰入れも、平成24年度は94,700千円、平成25年度は147,929千円、平成26年度は174,545千円となり、さらに、影響する上水道の布設替等の町負担の補償費も、平成24年度4,983千円、平成25年度35,830千円、今年度は33,859千円となっており、今後、森地区中心部の住宅密集地で工事を行いますと、これが更に増加していくものと思われまます。

下水道管渠の工事施工をする際、支障となる上水道管の移設や下水道管渠埋設のための掘削部分の舗装・排水路の復旧につきましては、補助事業の交付対象となる範囲の基準に従い引き続き実施して参りますが、補助事業とならない部分におきましても、舗装や側溝等の損傷程度を精査した上で、必要となる工事は施工して参りたいと思っております。

今後の公共下水道事業施工箇所には、狭隘な道路沿いに家屋と既存の側溝が近接しており、側溝の取壊しをすると家屋に影響を及ぼすような箇所もあり、側溝を改修するには通常の工事費の何倍もの費用がかかり、さらには私有物件への補償という事態にもなりかねません。

下水道管渠埋設は、町道部分への施工が基本でございますので、居住家屋や生活に影響がないような施工方法で、これまでと同様に町道敷地を基本に計画して参りたいと思っております。

2点目の「排水路が布設されている民地を買収、寄附等によって官地として下水管渠を築造し、併せて排水路を改修すること」につきましてお答えを申し上げます。

このことについては、下水道管渠はどの宅地も下水道に接続することが可能となるよう、官地である町道に設置しております。また、町道に直接接続せず、私道を通して複数戸が宅地利用している土地

につきましては「森町私道等公共下水道布設要綱」に基づきまして、私道部分に下水道管を布設しているところでございます。

下水道事業に伴う用地の買収に関しましては、平成25年度の下水道事業において栄町地内に用地買収をして下水道管を埋設しております。この場所は前面の町道に都市下水路の暗渠があり、町道内に下水管を埋設する余地がないため、支障となる家屋のなかった、町道と反対側の畑に下水道管渠埋設に必要な用地を確保したものでございます。

今後、森地区の住宅密集地区において下水道の整備を進めて参りますが、議員ご質問の民有地水路敷地に下水道を施工するには、工事施工が可能であるか、町道への下水道整備と比較して整備コストが減少できるか、下水道管理設後の維持管理が可能であるか等の点を考慮し検討して参りたいと思います。

いずれにいたしましても、公共下水道事業の実施につきましては、先に述べましたように、町の負担が今後増大していくことが予測されますので、これに伴う関連工事の実施につきましては必要最小限にとどめざるを得ないことを、ご理解いただきたいと思ひます。

以上で、私への答弁とさせていただきます。

議 長
教 育 長

(榊原 淑 友 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 次に、「新体制となった教育委員会の所信について」のご質問に、教育委員長に代わって、私、教育長からお答えいたします。

はじめに、本年4月から町議会のご承認を頂き、さらには教育委員会において教育長に選任され、町の教育行政を任されることになりました。この上ない重責に身の引き締まる思いであり、職務を全うできるよう全力を傾注して参りたいと思ひます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、「森の教育」の方向性についてですが、第8次森町総合計画の教育施策のさらなる具現化と検証に努めて参りたいと思ひます。学校教育、社会教育両者が目指すものは、「心豊かな人づくり

・夢づくり」であります。この二つは、豊かな未来を開くための基本であり、町民一人一人が生涯を通じて心豊かに生き甲斐のある暮らしを営み、将来にわたり豊かで活力ある地域を築くための原動力になります。このため、次代を担う子どもたち一人一人の持つ個性や能力を一層伸ばすための教育を充実するとともに、自ら学び、自ら課題を解決できる力を身に付けた、心豊かな人づくりを目指したいと思います。

また、私たち一人一人が自分のライフスタイルに合わせ、生涯にわたって学びを楽しみ、より豊かに生きるために必要な学習習慣を身に付け、個性や能力を発揮することができる環境づくりを進めることで、地域一体となって人材を育むことができる生涯学習社会の形成にも努めて参りたいと思います。

次に、取組であります。学校教育、社会教育と分けて話をさせていただきます。

学校教育においては、児童・生徒に「こころざし」をもち、たくましく生きる力を育成していくことが大切だと考えております。その具現として、魅力ある授業から確かな学力を身に付ける授業への変革を推進します。遊びや人との関わりを通して、人間形成の基盤となる豊かな心や徳のある人間性、自尊感情、規範意識を育てます。いじめや体罰等のない楽しい生活の中で、心身ともに健康な子どもたちを育てることに力点を置きたいと思います。

そして、森町の教育の特色である「幼小中一貫教育」では、「校区の子を育てることは、森の子を育てること」という認識の上に立って、中学校区ごとの研修を充実させ、それぞれの発達段階にふさわしい教育活動を展開し、その良さや成果を子どもたちや教職員、地域の人々等が実感できるものにしていきたいと思っております。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していく中で、子どもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら自信をもって生きていく子を育てていくことが教育の使命と思っております。単に知識を習得する学力形成にとどまることなく、知・徳・体をバランスよ

く兼ね備えた人間として、子どもたちが、現在及び将来において自己を実現できるよう、この学校で学んで、そしてこの学校で育ってよかったと言えるような学校教育の実現を支援していきたいと思っております。

社会教育においては、自ら生きがいを求めて学ぶ生涯学習を推進します。学び続けて豊かな人生を送ろうとする生涯学習は、多くの人々との対話と協調を通して、思いやる心と感謝の気持ちを育み、豊かな人間性を培うことにつながります。そのために、各種講座において、昨年度の反省を生かしながら、更に魅力ある活動となるよう支援して参りたいと思えます。文化活動の振興、読書活動の推進、スポーツ活動の充実、心ふれあう地域コミュニティづくり、社会性を育む青少年の育成にも力を入れていきたいと思えます。

また、郷土の発展に尽くした先人の功績を顕彰しながら、森町を改めて知る機会とし、郷土発展の未来につながる活動を推進していきたいとも考えております。歴史と文化の町ならではの豊富な文化財の保存や伝承にも力を入れ、森町の良さを内外に積極的に発信していけたらと考えております。

昨今、国や県において進められている教育委員会制度をはじめとする教育行財政改革、諸問題に対する対応につきましては、国・県の動向を注視しながら町当局と連携を密にし、町の教育にとってより良い方向となるよう進めて参りたいと思っております。

教育委員も昨年来から一新され、岡本委員長を中心に各委員の意見を尊重しながらも一丸となって、森町のために全力で努力する所存でございます。議員の皆様におかれましても、森の教育の発展のためご指導、ご教示を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長
7 番議員

(榊原淑友 君) 7 番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 答弁を頂きまして、再質問をさせていただきます。

まず、1 問目の公共下水道事業に伴うインフラ整備についてであ

りますが、昨年9月議会の一般質問の折に、町長の答弁の中で、遠州広域行政推進会議において、東洋大学の根本教授から、全国的な視点で、公共施設の老朽化の現状や、広域連携で対応する際の効果的な維持管理や運営方法などについて、先進自治体の事例を交えての講演を受けたということを伺いました。

実は私も、先月ですね、日本自治創造学会研究大会というものがありまして、参加をさせていただきました。幾つかある講義の中で、同じ東洋大学の根本祐二教授の講義も伺いました。公有財産老朽化への対応ということで、自治体、首長、議会に求められる課題と題した講義でありましたが、1970年代の高度成長期に、急激なインフラの整備が行われ、それらが2020年代には50年を経過する。このような多くのインフラが老朽化による更新投資需要が生まれてくるわけですが、大幅な予算不足が予測をされると。現在のインフラをそのまま維持するだけでも、年間8.1兆円、これは日本全国のことだと思いますが、年間8.1兆円が必要であると。そのまま放置をすれば崩落であるとか、物理的な崩壊になりますし、無理に借金をすれば財政破綻を招く。また、すべてを残し更新するなら、増税による負担増を強いなければならないということで、そのような事態に対する対策として、公共施設等総合管理計画が今年度策定されるという講義の内容でありました。

公共施設等総合管理計画につきましては、今年度森町でも策定をするということで、当初予算に盛り込まれておりますので、この件につきましては、また機会を改めて詳しく伺わせていただきたいと思います。

これらのことから、これからは現在あるインフラをどう維持するか、あるいはどう撤去するかということが大きな問題となって参ります。これらのインフラは、単独の事業で改修したり修繕したり、あるいは布設替えをするということはますます困難になるのではないかと思います。だからこそ、森町にとって一大事業である公共下水道事業を進めていくに当たり、同時に施行することが可能な事

業は実施を検討すべきではないかと、そういう思いから今回質問させていただいたわけでありますが、町長の答弁によりますと、確かに公共下水道事業は大変大きな予算を投入し、町財政に与える影響も大変大きなものであると。である以上、必要最低限のものにとどめていきたいと。必要なものはやっていますが、それ以上のものは財政を考えて抑えていきたいという答弁でありましたが、このときを逃してしまうと、なかなかこの後ですね、単独でインフラ整備を行うということがますます困難になるのではないかと、そのように思われます。ですので、この公共下水道事業に合わせて、できるもの、できないものの線引きは難しいところではありますが、積極的にですね、その境界を広げていただいて、できるだけこの時期に合わせて施工していただきたいと、そのように考えて質問させていただきましたが、この点についていかがでしょうか。

それから、2問目の新体制となった教育委員会の所信についてであります。ただ今教育長から教育委員会を代表してお答えを頂きました。

広報もりまちの6月号に、新教育長のご挨拶ということで記事が載っております。教育施策で謳っている、教育は心豊かな人づくり、夢づくりの具現に向けて、自分ができることに誠実に取り組んでいきたいと思えますという一文が載っておりました。また、平成26年度の森の教育の巻頭に、はじめにという文章で、やはり比奈地教育長の文章が掲載されておりますが、少し触れさせていただきますけれども、国の教育基本法に基づく、第2期教育振興基本計画の前文、そして、特に今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえれば、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが必要である。これこそが我が国が直面する危機を回避させるものであると強調したい。これが、第2期教育振興基本計画の前文でありますけれども、この文章に対しまして、教育長が、教育の使命の重さを改めて痛感する文章です、人づくりは豊

かな未来を拓くための基本、自ら学び、自ら課題を解決できる力を身につけた、心豊かな人づくりを目指します、というふうに述べられております。

先ほどの教育長の答弁にも、また、ただ今紹介いたしました二つの文章にも、心を豊かにすると、心豊かな人づくりということが述べられておりますので、心豊かな人づくりということがキーワードとなっているのではないかと思います。そこでですね、心を豊かにする施策というものが、具体的にどういうものとお考えになっておられるのか、その点を伺わせていただきたいと思っております。

議 長 (榑原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村 松 藤 雄 君) 公共下水道の事業の考え方になろうかと思っておりますけども、森地域の議員さんから見ますと、確かにそのような考え方があるかと思っております。しかし、公共下水道事業を、森町全域でやるならば、ご指摘なようなこともいいのではないのかなと思っておりますけども、今、公共下水道事業をやっているのは、旧森地区、そして最終処理場がございます、その関連で円田と草ヶ谷をやってきたということがございます。したがって、それ以外の所は公共下水道すらやっていただけではない地域でございます。公共下水道すらやっていただけではない地域のインフラ整備と、公共下水道をやっていただけ地域のインフラ整備が更に加速してやったとするとですね、森町全体の公共事業を進めていく町長の立場からすると、期待をすることは分かりますけども、やはり一つのルールを作りながら、節度を持ってやっていくことが必要ではないかなと思っております。

そういう意味で、公共下水道をやるときに、上水道の布設替えも合わせてやりましょうということで今進めてきているわけでございます。上水道の布設替えにつきましても、私が答弁いたしましたように、24年度は約5,000千円弱、4,980千円でございます。これが26年度については25年が35,000千円、今年度が33,800千円余でございますから、この上水道の布設替えだけでも40,000千円近くなる。また、一般会計の繰り出しでも、この公共事業をするために一般会計

から繰り出さないと公共事業が進まない、そのための費用が24年度の94,000千円、そして、26年度が170,000千円、この数字が今後第3期を進めるとなると、200,000千円くらいの繰り出しをしなくてはならない。この200,000千円くらいの繰り出し、そして上水道の事業にも繰り出さなきゃいかん。そしてさらに、関連するこの舗装排水路の工事は含まれておりません。ですから、それらをやはり地域の要望のように一緒にやりますよというのはなかなか難しい。だけれどもやっぱり工事をやっていくときに排水路も直さなくちゃいけない箇所も出てくるでしょう。だから、必要最小限のことはやりますよ、やりたいですよということを申し上げた。また、この点について、本来なら一緒にやってくれればいいねと思う箇所があるかもしれないけれども、そういう事情をご理解いただきたいなど、このように思っているところでございます。反面、道路舗装が悪いところも、公共下水道の工事をやることによって、その部分の舗装が新しくなりますので、舗装の改修を待っていただいているという事情もございます。したがって、それらへの配慮をしながらも、やはり町の単独事業であっても、公共事業をうまく使いながら、そして、インフラ整備を行っていきたいという気持ちは持ち続けたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げたいと思います。

議 長
教 育 長

(榑原淑友 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 太田議員の、心豊かな人づくりに対する具体的な施策ということのご質問でございますが、先ほど答弁等でもお話をさせていただきましたけれども、やはり、一つは学校教育においては、やっぱり子どもたちが学校が好きだ、学んでよかったという環境作りというのやっぱり大事にしたいと思えます。

そういう中において、教育委員会として、4月当初の視察を踏まえ、各学校においては、やはり学級文化づくりという中で、子どもたちと職員とのですね、会話、言葉のやりとりの中で、やはりお互いが認め合う、支え合うというですかね、人間関係を大事にした、そういうような所を原点に置いた教育を具現化してほしいという

ころをご指摘させていただいたところでございます。

もちろん、豊かな人づくりについては、子どもたちの成長というものもありますので、学校の中核となる授業の充実というものについても、中核に置くのはもちろんだと思います。

もう一つ、社会教育の面においても、先ほども言いましたように、森町の今の自慢の一つである文化協会の事業であったり、夢づくりの事業であったり、そういうようなもので、若い人も古い人もみんなが学び、みんなが生きがいのある生活を今心がけております。ですので、そういうところに、そこに少し反省というものの課題もあるかもしれませんが、メスを入れながら、町民がより良くというですかね、笑顔いっぱい意欲的に生活できるような、そういうスタンスを教育委員会として作っていったらということでございます。

議長
7番議員

(榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 答弁を頂きました、2問目の新体制となった教育委員会の所信についてにつきましては、ただ今答弁を頂きましたので、再質問はいたしません、1問目の公共下水道事業に伴うインフラ整備についてであります、確かに公共下水道事業は森地区、その周辺の地区、森町の中でも限られた一部への莫大な投資であるということは十分承知をしておりますし、先日行われました議会報告会の中でも該当地区以外の方からそういう指摘も頂きました。しかし、この事業は限られた区域に行われる事業でありますけれども、森町として必要な事業として当局から提案がされ、また、議会でもお認めをして始めた事業でありますので、その点については、もちろん森地区の議員として、そのことの恩恵といいますか、有り難さを十分理解しておりますし、ただ、町全体としての事業であるという理解もしております。

私が申し上げたいのは、せっかく公共下水道の事業もやるんだから、ついでにあれもこれもやってくれということではなくて、もちろん町長もご承知のように、森地区にはそれこそ古くから、恐らく

江戸時代から使っているんじゃないかというような排水路もございます。そういう歴史といいますか、経過のあるものですので、未だに民地を通っている、あるいは排水路敷きそのものが民地になっているというものもございます。それらはやはり健全な状態といいますか、正しい状態は官地に布設されたものとして官が管理をするというのが望ましい形ではないかと思えます。それが、今までもそのために交渉もされてきたでしょうし、折衝もされてきたことと思えますけれども、未だにそういった民地に残っているものがあるという現状でございます。

これらを、いずれのときにか解消でき、官地に布設をするという、望ましい姿にすべきであると考えれば、そのいずれかの時期に、単独の事業として行うよりも、公共下水道事業という事業を推進する中で、地域の住民の方と公共下水道事業について接する機会が増える中で、こういった問題についても目を向けて、もちろん、すべてが解決できるわけではないでしょうし、一部分だけでは施工できないというところも分かりますけれども、そういう交渉をするということ自体が必要ではないかなと。それは、公共下水道の事業を拡大するというのではなくて、本来やらなければいけない事業を、この事業に合わせて行ったらどうかという提案でございますので、その点をご理解いただいて、もう一度お考えを伺わせていただきたいと思います。

それからもう1点ですね、先ほども申し上げましたように、公共下水道事業は都市計画事業です。都市計画事業である公共下水道事業と、都市計画道路の整備、この二つを整合性を持って進める必要があるのではないかと考えます。担当課はそれぞれ、公共下水道は上下水道課、都市計画道路整備は建設課と別ではありますけれども、共に協調しながら、計画的に進めることが、無駄をなくすことではないか、また、町民に対する影響も良いものになるのではないかと、いうふうに考えます。

一例といたしまして、都市計画道路本町下宿線、こちらのオカダ

ヤさんの前の交差点から郵便局の前につきましては、公共下水道事業が今年度行われる計画となっております。同時に都市計画道路でありますので、将来拡幅の計画もあるわけで、これをまず公共下水道事業を先に行って、将来的に拡幅を行うということになりますと、都市計画道路を整備する際に、セットバックが必要な建物が現在あります。公共下水道事業は、官民境から1メートルの位置に公共ますを設置するということでありますから、まず公共下水道事業を施行しますと、官民境から1メートルの位置に公共ますを設置すると。そして、将来都市計画道路を整備する際に、拡幅セットバックしていただくということになりますと、この公共ますを移転しなければいけない、移転補償の必要が出てくるわけであります。それは無駄といえば無駄になるのではないかと思います。このことについては、既にもう26年度の計画になっておりますので、今更どうこう言うことはできないでしょうけれども、こういった問題が今後都市計画道路新田赤松線が社会資本総合整備計画、26年度、27年度で、社会資本総合整備計画を立案していくということですが、この中には都市計画道路新田赤松線も含まれているという説明を頂いております。森地区まちづくりの会でも、長期間の議論を重ねまして、都市計画道路新田赤松線の早期整備の実現ということを要望をいたしております。この都市計画道路新田赤松線の該当地区は、公共下水道事業が第3期の事業区域内になっております。これらについては28年度以降の計画になっております。新田赤松線の整備については、当然セットバックのみならず、移転をお願いする家屋も出てこようかと考えます。そうしますと、28年度に公共下水道事業を施行する、その後に新田赤松線の整備が具体化してきますと、果たしてそこで無駄は生じないかという心配をするわけでありますが、この都市計画、どちらも都市計画事業であります、公共下水道事業と都市計画道路の整備、この二つの計画を無駄なく進める必要があるのではないかと思います、それについて町長のお考えを伺います。

議 長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) まず、旧森地内の既存の排水路の整備についてでございますけども、ご承知のように公共下水道事業が進みますと、生活雑排水は、公共下水道の管渠に流すことになります。ですから、排水管が不要になります。必要なのは雨水の排水だけでございます。ですから、まず排水管が永久にあるということではなくて、公共下水道が進めば排水管は不要になる、こういう意識を持っていただきたいと思えます。しかし、当然事業は上流からやってくれば、その部分はいいわけですけども、下流からやっていきますので、その事業が完成するまでは、やはりこの排水管を、どのように生活雑排水を流すのかということも加味しなくてははいけません。だから、そこを考えながら事業を進めることになろうかと思えます。したがって、排水管の問題については、将来はなくなるんだけども、事業が完了するまでは必要でありますので、それらをうまく加味しながら事業を進めなくてははいけないということをご理解いただきたく思っております。

次に、都市計画道路と公共下水道の進め方でございますけども、本町下宿線の問題については、担当課長の方から答弁をいたさせたいと思えます。ここでは是非理解を頂きたいなと思うのは、公共下水道事業は認可を取りながら、計画的に進めることができます。都市計画街路の整備については、都市計画街路を決定はしてありますけども、具体的に事業を進めるということについては、計画がなされている部分となされていない部分がございします。当然、天宮の区画整理事業をやるときに、併せて新田赤松線のそのエリア内の道路整備はできたわけですけども、これはご承知のようにまちづくり交付金事業を使いながら、併せて公共下水道事業をやったと。したがって、その区間については、公共下水道を進めても、なかなか皆さん方も加入をしていただくことが難しいでしょうから、そこは区域から少し時期を遅らせて、そして公共下水道を進めましょうという計画を持っています。ですから、具体的な計画があるところについては、おっしゃるようなことは可能でございますけども、計画がな

くて線だけ引いてあるというところについて、じゃあセットバックをなさいよ、じゃあそのセットバックの補償費を公共下水道でできますかという、これは無理です。ですから、事業がうまく、二つの事業が噛み合わさったときには、太田議員ご指摘のようなことは可能でございますけども、噛み合わさっていない部分については、そういうことにも配慮しながら、知恵を出しながら事業を進めることが必要ではないのかなと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 (榑原淑友 君) 上下水道課長。

上下水道 (山田裕一 君) 太田議員のご質問にお答えいたします。

課 長 都市計画道路の整備に合わせて下水道の整備ということでございますけども、町長が申したとおり、時期が合えば、たとえでいいますと、県道の本町下宿線は整備がたまたま合致したため、前倒しではありますけども、下水道を整備して、今年接続されれば供用が開始できると、そういうこともございますが、駅前下宿線につきましては、たまたままだ整備が先ということで、下水道の方が先行しますけども、公共ますの設置等につきましては、既にセットバックしてあるお宅等がありますので、その辺は設置場所を事前に確認しますけども、その辺はそれぞれのお宅の意向を聞きながら調整していきたい、そんなふうに思います。

議 長 (榑原淑友 君) 1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子 君) 1番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしました、森町独自の子育て支援対策の推進についてと、太田川親水公園の休憩場所設置の必要性についての2問を、それぞれ町長にお伺いいたします。

まず、1問目でございます。平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定でございます。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっております。新制度では、市町村が実施主体となり、今後は森町でも地域全体で子育て

てを応援する新体制の策定が急務となります。一方、森町では人口減少が加速し、特に若い世帯の減少は、森町にとって大きな損失であり、早急な対応策の構築が課題となってきました。まずは、若い世帯の定住対策として、従来の経済的負担の軽減を図る子育て支援の充実に加え、安心して子育てができる環境作りと、地域全体で子どもの成長を見守る地域の優しさ・思いやりを実感できる町にしていくことが非常に重要になってくるのではないのでしょうか。小さな町が一丸となって子育て世帯を支え、森町が全国で一番子育てをしやすいまちづくりを目指していこうとする前向きな取組が、若い世帯の増加の要因につながるのではないかと考えます。

静岡県では、母子手帳が交付される時に、「しずおか子育て優待カード」が配付され、県内の協賛店舗・施設で優待カードを提示すると、様々な応援サービスが受けられます。森町でも6月1日現在、62件の協賛店がございます。しかし、もう少し森町ならではの独自性のサービス、応援があってもよいのではないかと考えます。森町の地域全体が若い世帯の応援団となり、森町全店の協賛・協力を得まして、特典満載の森町独自の応援カード、オリジナリティあふれる「若い世帯応援パスポート」を発行してみたいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

次に、2問目の太田川親水公園の休憩場所設置の必要性についてです。

森町は昨年、お達者度男女総合1位という名誉を頂きました。その要因は様々でございますが、森町の高齢者の方々は、ご自分に対しての健康意識のレベルが高いからこそだと考えます。その中でも森町のグラウンドゴルフ愛好者の増加による貢献度は非常に大きいのではないかと考えます。

森町内でのグラウンドゴルフの大会には森町長杯があり、町としても推奨している市民スポーツでございます。現在では、国民的スポーツとして定着し、グラウンドゴルフ愛好者は増加しております。グラウンドゴルフの練習は各地域で行われ、主に利用されているの

が太田川親水公園であります。特に毎週水曜日は、シニアクラブの会員で構成されております「かわせみクラブ」の会員80名くらいの方が集まり、楽しみながら練習に励んでいます。その様子はとても高齢者とは思えないほど生き生きとして若々しく、頼もしくさえも見えます。

親水公園は河川敷利用の運動公園であり、日陰となる場所が少なく、グラウンドゴルフは1年を通してのスポーツということで、高齢者や家族の方々からは、暑さによる健康面を危惧し、日陰の場所の設置を希望する声が上がっております。高齢化社会の中で親水公園が高齢者の交流の拠点となり、憩いの場となっている現状を踏まえ、熱中症対策として練習後の日陰の休憩場所確保は必要不可欠ではないでしょうか。また、親水公園は高齢者のみならず、小さな子どもや遠方からの来訪者まで幅広く愛されているのが現状でございます。

河川敷利用ということで設置の許可を得るには難しい面もございますが、森町として時代のニーズに合った、利用者に優しいおもてなしの運動公園として、また、高齢者に対しても更に健康寿命を延ばす励みとなるよう、できましたら、遠州の小京都らしい東屋の設置、又は常緑樹の植樹等のお考えがあるかお伺いいたします。

議 長 (榑原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村 松 藤 雄 君) 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに「森町独自の子育て支援対策の推進について」お答えを申し上げます。

子どもの成長と子育てを地域全体で支援するため、地域の事業所・商店等の賛同を得て実施する経済的支援策につきましては、若者の定住促進の手段として有効なものと考えております。町の子育て家庭に対する経済的支援といたしましては、森町と静岡県及び県内各市町と協働して、「しずおか子育て優待カード」事業を平成19年10月から取り組んでおります。

「しずおか子育て優待カード」事業は、未来を支える子どもたち

を守り、育てている親たちを地域全体で支えることを基本方針として、子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する気運を高めたり、子育ての孤立感をなくし、子育て家庭の安心感をつくることを目的とした事業でございます。事業の内容といたしましては、18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、優待カードを県内の協賛店舗・協賛施設で提示すると、店舗・施設ごとに定められた料金の割引やポイントの進呈、粗品の進呈など、様々な「応援サービス」を受けることができる事業でございます。現在、県内約6,600店の協賛店舗があり、森町内でも57の店舗施設にご協力を頂いております。

協賛店舗での「応援サービス」の内容といたしましては、理容・美容院関係は、子どもカット料金の割引、商店関係は、代金の割引や粗品の進呈、学習塾関係は文房具の進呈、金融機関関係は、定期積み金に金利の上乗せなど、様々な「応援サービス」が実施されており、子育て家庭から好評を得ているところでございます。なお、応援サービスは、協賛店舗、協賛施設の負担によるもので、事業は協賛店舗、協賛施設の皆さんのご協力により支えられて実施しております。

議員提案の町独自の「若い世帯応援パスポート」事業の創設につきましては、「しずおか子育て優待カード事業」と、新たに創設する二つの制度との整合性がございますので、新たに事業を創設することなく、既存事業の特典等について、児童手当の申請や母子手帳交付時及びイベント等で子育て家庭が参集する際に周知を図るとともに、新たな協賛店舗の拡大に努め、多くの子育て家庭が利用し、地域ぐるみで子育てを応援する事業にして参るよう努めて参りたいと思っておりますので、新たな制度の創設についてはご理解を頂きたいところでございます。

次に、太田川親水公園の休憩場所の設置について申し上げます。

公園利用者のための日よけとして、常緑樹の植栽・東屋設置のご提案を頂きました。

太田川親水公園につきましては、多くの町民から、そして町外からもご利用いただいている公園として運営されていることに、私もうれしく思うところでございます。町が都市公園として管理しておりますけども、二級河川太田川の占用許可を受けておりまして、敷地が河川法の適用を受ける高水敷に設置された公園となります。

河川内に設置する工作物については、洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないよう、容易に撤去可能である等の基準が定められております。また、高水敷に樹木を植栽することについては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」によりまして、樹木の高さに応じて、面積当たりの植えられる本数等が定められております。これらの設置の可否については、河川管理者の静岡県が判断し、治水上の支障がなければ許可がされることとなります。

それらに加えて、太田川親水公園の芝生広場は、静岡県の地域防災計画に災害時の拠点ヘリポートに指定されておりまして、地域防災計画中の「ヘリポートの具備する条件」によりまして、周辺の一定の範囲内に障害となるものを設置することができないことになっております。現在、太田川親水公園に日よけのための施設の設置を考えますと、高木の植栽と東屋の新設が考えられるわけですが、日よけとなるような高木の植栽については、基準によりまして新たな植樹は難しいのではないかと考えております。

したがって、東屋の新設について述べさせていただきたいと思っております。

東屋の設置位置や規模等の詳細に関しましては、河川を管理している袋井土木事務所との協議の中で詰めていくこととなりますが、洪水時に増水した際、速やかに撤去可能な構造としなければなりません。平成15年度に地域住民からの要望によりまして北側のトイレについても設置をしたわけですが、重機で移動可能な構造としており、緊急時の撤去方法と連絡体制を定めた上で許可を受けて設置をしたところでございます。また、洪水時に速やかに撤去しなければならないことを考慮しますと、ことは緊急を要しますので、

作業能力を考えますと、親水公園内に設置できる構造物の数にもおのずから限りがあることを承知いただきたいと思います。

本数は少ないわけですが、親水公園内にはクスノキ、ケヤキ等の高木が植栽されておりますので、それらの木陰をできるだけ活用いただき、それらでは不十分なところを補完するような形で、日よけのための新たな東屋を設置できればと思っております。

新たな東屋の設置位置につきましては、今後詳細に検討して参りますが、災害時の拠点ヘリポートの支障とならない場所に設置する必要がございますので、ゲートボール場の北側トイレ付近が適切ではないかと考えております。その位置を候補に今後検討して参りたいと思います。また、設置費用につきましては、一般的な3メートル四方の東屋は、1基5,000千円程度でございますが、容易に撤去又は転倒できる構造にしなければなりませんので、1基当たり9,000千円程度と割高となっております。今後研究をいたしまして、できるだけ経済的なものを選定して参りたいと考えております。

太田川親水公園は、森町の都市公園の中でも規模が大きく、グラウンドゴルフを楽しまれる高齢者の皆さんを中心に、利用者の多い公園で、夏場の熱中症予防のため、日よけのための施設が必要であると理解しております。対応としましては、先に述べましたように東屋の設置が望ましいと考えておりますので、設置できるよう今後前向きに検討して参りたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長
1番議員

(榊原淑友 君) 1番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 答弁を頂きまして、再質問をさせていただきます。

町としては、現在静岡県で発行しております「しずおか子育て優待カード」を充実させていくということでございますが、それぞれの協賛店が森町の独自性を発揮したサービスの展開ができるようにしていただきたい、そのように思っております。1問目に申し上げました、子ども・子育て支援新制度に関連した内容について、少し

お伺いしたいと思います。

来年度からの予定であります新制度は、市町村等の合議制機関、いわゆる地方版子ども・子育て会議が設置努力義務となっております。また、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等、独自性が求められてきます。森町としては、国が作ったたたき台をコピーするだけの条例とならないように、条例の中身を詰める時間を十分確保して、独自性を出す努力を發揮していただき、コピーで終わってしまうようなことがないように、最善を尽くしてほしいと願っております。

また、国として、少子高齢化を克服して、50年後も人口1億人程度を維持するとの目標を掲げ、人口維持へ、少子化対策として抜本的な少子化対策を講じ、特に第3子以降の出産、育児、教育への支援策を拡充する方針を打ち出しました。第3子以降の子どもも産み育てやすいように環境を整備し、出生率を高めるということがございます。税収や財産格差により、大都市と地方の間には地域格差があり、行政の子育て支援対策に不満を持つ住民も出ており、転出するケースもあるということです。町おこし、地元の人口維持と高齢化比率対策といった政策的観点から、主に子育てに追われる家計の経済的負担を減らす目的としてニーズが高いと見込まれる支援策を用意する自治体が多くなると思われます。

そのような基本的な考え方に沿って、地元の特色や地域の財政事情なども加味し、独自性を出す必要性が問われる、多様化した施策の準備に対して、森町はどこまで進んでいるのか。また、保健福祉課の厚生係の職員が、25年度は3名中一人が病欠しており、26年度は2名が異動で一人が産休ということですが、この職員体制では複雑な新制度に対して万全に取り組めないのではないかと考えますが、その辺のところを少しお伺いできたらと思います。

次に、親水公園の休憩場所設置についてですけれども、高齢者の方々の利用が多くなっている点等を考慮していただきまして、必要性に関してはご理解を示していただけたと受け取ってよろしいでし

ようか。親水公園の利用価値というのは、今後ますます高くなって
くるかと思えます。遠州の小京都として、年々増加する観光客に対
してのおもてなしの公園としても、その存在意義は更に大きくなる
ことと思えます。

森町は高齢化率29.5パーセントとなりました。10人中3人は高齢
者の方々に占められている状況下の中で、親水公園は高齢者にとっ
て仲間作りの場、憩いの場所、人生の生きがいとなっている拠点の
場所であることをご理解していただきまして、町として将来的に利
用者が増加していく親水公園が、人の心を癒してくれる、人に優し
い公園であってほしいという、町長の願いが強く感じられました。
町長の今回のこのご判断は、これからの森町の未来を更に明るくし
ていただけると確信いたしました。

それでは、先ほど申し上げました新制度の準備の進捗状況、現在
の職員体制で新制度に対応できるのか、この辺りのこの2点につい
てお聞かせしていただきたいと思えます。よろしく願いいたしま
す。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 再質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず、職員体制でございますが、おっしゃるような現状であるこ
とから、6月議会の一般会計の補正予算に、臨時職員を充当すべく
予算をお願いして先ほど認められたところでございますので、これ
らの予算を活用しながら、職員体制の構築をして参りたいと思っ
ております。

また、現在の平成27年4月からスタートいたします「子ども・子
育て支援制度」への森町の対応状況については、具体的に事務を行
っています担当課長の方から答弁をさせますので、よろしく願い
申し上げます。

議 長 (榊原淑友 君) 保健福祉課長。

保健福祉 (村松富夫 君) 保健福祉課長でございます。ご質問にお答
課 長 えいたします。

ご承知のとおり、「子ども・子育て支援制度」につきましては、平成24年8月に「社会保障と税の一体改革」が3党合意で成立し、医療・年金・介護だけだった社会保障に、はじめて子どもと子育て支援が加わり、また、財源としては消費税のアップ分から、毎年7,000億円が充てられることになり、この「社会保障と税の一体改革」を実現すべく、子ども・子育て新制度ができあがったところでございます。

子ども・子育て新制度の理念は、すべての子どもに良質な発育環境を整備すること、また、地域の実態に合わせて、地域が主体となって取り組むこととなっております。森町におきましても、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定するため、本年4月に子ども・子育て会議を設置し、計画策定に向けて準備を進めているところでございます。本年度は子ども・子育て会議を年3回開催する予定で、昨年度実施したニーズ調査の結果を踏まえ、保育ニーズの量・質の見込みと、確保方策、及び地域ニーズに応えた様々な子育て支援事業を見直し、検討していく予定でございます。

最終的に、平成26年度末に子ども・子育て支援事業計画として形を整え、平成27年度に新制度のスタートを目標としております。いづれにいたしましても、地域の実情やニーズに適応した計画とするためには、子ども・子育て会議の中でより多くのご意見を頂きながら策定をすることが必要であると考えております。

子ども・子育て支援事業計画は、国が法律で記載すべきと定めている教育、保育の提供区域、幼児期の学校教育、保育及び地域、子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、幼児期の学校教育、保育の一体的提供など、技術的な事項も行ってありますが、やはりまずは森町における子ども・子育て政策をどう進めるか、どういうところに力を入れていくかという方向付けが必要だと思っております。

その方向付けにつきましては、子ども・子育て会議の委員の皆さんのご意見を伺う中で、柱となる大きな方向付けを決めて、それに

リンクした形での具体的な政策や事業を進めていることができると考えております。その会議の中で変更になってくるかもしれませんが、現時点での考え方といたしましては、平成22年3月に策定いたしました、計画期間が本年度までの、「森の子すくすくプランⅡ」の基本理念であります、子育てに夢をもてるまち～のびのび子育ていきいきまちづくり～これを継承して、「すべての子育て家庭を支援します」、「親と子の健康づくりと安全を守ります」、「子どもがいきいきと育つことのできる環境を整備します」、「子育てしやすい地域をつくりまします」、「職業生活と家庭生活の両立を支援します」、この五つを目標に、施策や具体的な支援事業計画を立てて参りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長
1 番 議 員

(榊原淑友 君) 1 番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 町として、今後新制度に対しての準備を着実にしていくということでございますね。職員体制も、今町長がおっしゃったように対応していくということでございますが、仕事量の増加に伴い支障が出ないような体制確保をしていただきたいと、そのように思っております。

森町は新東名開通に伴い、二つのインターを有しました。外部からは、小さい町ながらも今後大きく発展し、大きな可能性を秘めた町として評価されております。町として今後は移住促進にも力を入れていただき、人口減少に歯止めをかけていただきたいと思っております。若い世帯の転出を防ぎ、人口2万人弱の小さな町だからこそできること、町民一人一人が子育ての大切さを理解し、地域が一体となって取り組むことができる対策を考えていただきたいと、そのように思っております。

議 長
12 番 議 員

(榊原淑友 君) 12 番、小沢一男君。

(小沢一男 君) 12 番、小沢一男でございます。議長に質問の許可を頂きましたので、私は3問質問させていただきます。

1 問目は、タクシー券交付事業についてでございます。

新聞報道によりますと、高齢化に伴い徒歩での買い物に不便を感

じる買い物弱者が全国で910万人に上がると見られることが農林水産省の調べで分かりました。また、住民の意識調査の結果、店まで直線で500メートル以上あると、道路状況によっては実際に歩く距離は1キロメートル以上になることもあるため、徒歩での買い物に不便を感じやすいと、農水省の農林水産政策研究所は分析し、こうした人たちへの支援体制の必要性を訴えています。本町においても、路線バスの通らない交通空白地、バス廃止地域、三倉地域は大久保、中野、田能、天方地域は葛布、森地域は向天方、大上、橘、薄場、一宮全域、上川原、飯田、西組等々、また、本数削減などで障害者・高齢者の方々を始め、地域住民の方々は買い物や通院に不便を感じ、本当に困っております。参考までに、タクシーを利用しますと、町中まで片道およそ一宮から1,200円、橘から1,200円、大上1,100円、三倉、田能、大久保では4,000円かかるようでございます。車もない、運転もできない、こうした高齢者の方々は地域格差の中で生活をされています。また、何とか町中バスを運行していただきたいという声も、ますます高まってきています。外出をサポートする交通支援策を考えなければならないことは確かでありますし、待たなしただと思っております。

町長は、地域交通機関の確保の必要性については、十分認識しておられ、住みやすく和を感じるまちづくりについて、三倉、天方地域での自家用有償旅客バス事業及び、民間バス路線への支援を引き続き実施することにより、地域交通の確保に努めて参りますと所信を述べられています。森町では身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の重度の障害をお持ちの方には、お一人年間18枚、1枚600円、10,800円のタクシー券の交付事業を行っておりますけども、障害者への等級への拡大、高齢者へのタクシー券交付事業ができないか、町長にお尋ねいたします。

2問目は、熱中症予防についてお伺いいたします。

今年も全国的に猛暑による異常気象被害が深刻化しております。気象庁は高温注意情報を発表しました。総務省は皆さまもご存知の

ように6月3日、新聞報道の中で、5月26日から6月1日の一週間に、熱中症による救急搬送された人が1,637人、前年の7倍に上がっております。本町におきましては、扇風機を平成23年度から6幼稚園5小学校、3中学校111教室227台を整備・設置していただいたご努力に対し、高く評価したいと思います。学校からは設置以前に比べ学習環境が改善されたとの声もあり、暑さ対策として効果があったものと認識しております。

また、扇風機以外の猛暑対策、熱中症予防対策として最近全国的に注目されていますミストシャワーを設置している幼稚園や小・中学校が増えております。ミストシャワーは古来からの打ち水と同じ原理で、水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱で周辺の気温を下げるもので、水道の蛇口と直結し使用するため、噴射には電気料は不要、水道料金は1時間3.5円で運転可能で、設置費用も1セット約2,500円から4,500円と低コストで冷却効果は高く、平均2度から3度ほどの気温が下がるといわれております。

設置されております学校では、ミストシャワーで噴射された霧は、素早く蒸発するため、体は濡れることなく、子供たちからも涼しい、気持ちがいいと歓声が上がるほどだそうです。例えば、本町の全幼・小・中学校に設置した場合は、初期費用は1校当たり4,500円かかったとしましても、14校ですから63千円、保育園を加えましても72千円で済むわけです。

保育園・幼稚園・小中学校にミストシャワーを設置することで、大切な児童生徒の健康維持と、熱中症から守り、予防につながりますが、設置できないか教育委員長にお伺いいたします。

3問目は防災教育についてお伺いいたします。

9月1日は防災の日、地震はどこで発生するか分かりません。地震発生時はどのような行動を取るかによって、子どもの未来を大きく左右いたします。今、にわかに関心を集めております「シェイクアウト訓練」、一斉防災です。シェイクアウト訓練は、同時刻に一斉に退避行動をとる訓練ですが、こうした訓練は参加者を一定の場

所に動員する従来型の訓練より、はるかに実態に沿っているといわれております。指定された日時に地震が発生したという想定で、合図とともに参加者が一斉に机の下に潜る。実行するのは地震の揺れから身を守る安全行動です。まず、姿勢を低くして頭や体を守る、じっと揺れが収まるまで待つ、この三つの発災対応訓練のスタート訓練でシンプルなものです。

このシェイクアウト訓練は、2008年アメリカのロサンゼルスで始まりました。これまでアメリカでは2008年にカリフォルニア州南部で540万人、2009年にカリフォルニア州で690万人、2010年にネバダ州で790万人登録参加し、訓練を実施したと報道されていきました。さらに、2011年10月、カリフォルニア州とオレゴン州でシェイクアウト訓練が、過去最高となる950万人が参加したともいわれております。

日本では、東京千代田区で学校・企業らの参加により、シェイクアウト訓練が実施され、26,000人が参加いたしました。この訓練の特徴は、様々な人たちがそれぞれの場所で最新の地震データによる災害シナリオに基づき同時に訓練を行う点にあります。この訓練により、児童・生徒一人一人が日常及び災害発生時において自ら何をすべきかを考え、災害に対して十分な準備ができるよう、どのような行動を取るかによって、特に「自助」の重要性を子どもたちが理解し、自ら行動できる防災力の意識の高揚と、知識の向上が図れると思われます。特に事前学習は学校教育の一環として行うことができるため、防災啓発効果は大きいと思われますが、実施に向けて教育委員長のお考えをお伺いし、質問といたします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 小沢議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、タクシー券交付事業の拡大について申し上げたいと思ひます。

現在、町内の公共交通機関として、路線バスが秋葉バスサービスによる袋井駅と気多を結ぶ秋葉線、磐田駅と遠州森を結ぶ磐田線が

運行されております。また、自主運行バスとして、森林組合前から下島を結ぶ大河内線、森町病院と落合を結ぶ吉川線を運行しております。これらのバス路線は、生活の足として、また、森町病院を経由しておりますので、通院の足として利用されているところがございます。さらに、通院のための交通手段として、公立森町病院では、月曜日から金曜日まで患者輸送バスを運行し、月曜日と木曜日が大河内まで、火曜日と金曜日が田能、大久保、乙丸まで、そして水曜日は一宮地区を巡回し、病院利用者の便を図っております。

さて、タクシー券の交付でございますが、現在、当町におきましては、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の重度の障害をお持ちの方を対象とした在宅重度心身障害者タクシー運賃助成事業を実施しております。助成額として、一人当たり1枚600円のタクシー券を18枚、年間10,800円分を支給し、通院等日常生活の利便や経済的負担の軽減を図っております。

利用に際して、利用目的や1回の使用枚数などの制限は特に設けておりません。また、利用できるタクシー会社は、平成26年4月現在で21社となっております。平成25年度の交付状況は、身体障害者手帳1級の方が21人、2級の方が16人、療育手帳Aの方が4人、精神保健福祉手帳1級の方が二人、2級の方が12人の合計55人となっており、679枚が実際に使用されております。

外出に不便を感じている方は、公共交通機関の有無や自家用車所有の有無、年齢や身体の状態及び支援者の有無など様々な要因が重なって不便を感じておられ、その理由も個々に異なるのではないかと思います。このため、タクシー券の交付につきましては、一定の基準を設ける必要があるため、心身に重度の障害がある方の中で、先に述べましたような基準の範囲で定めております。

今後につきましては、生活の足としてのバス路線の維持・確保の観点からも、バスを利用できる方については、今までどおり路線バスや病院の運行する患者輸送バスを利用していただき、タクシー券

の交付につきましては、現状の在宅重度心身障害者タクシー運賃助成事業の利用状況、身体障害者手帳等の交付状況等を見ながら、現在の交付範囲が適切なものかどうか、又は等級の拡充をする必要があるか検討をして参りたいと存じております。

以上で私への答弁とさせていただきます。

議 長
教 育 長

(榑原淑友 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 2問目の熱中症予防について、3問目の防災教育について、教育委員長へのご質問であります。私、教育長から答弁申し上げます。

まず、熱中症予防についてですが、近年、地球規模の温暖化の影響なのか日本の夏の平均気温が上がり、全国各地で猛暑による熱中症対策が叫ばれております。学校においても、教室の学習環境や戸外での活動に対して熱中症予防のための細心の注意を払ってるところでございます。各学校では熱中症チェッカーによって暑さ指数を定期的に測定し、児童生徒に注意喚起するとともに、経口補水液や氷などの対策用品を備え、こまめな水分補給をするなど、職員全員の共通認識のもと予防に心掛けております。平成23年度から実施している教室への扇風機設置も大変効果的に活用され、良好な学習環境を維持することができております。

ご提案のミストシャワー、周辺温度冷却装置というのでしょうかね、の設置につきましては、水道から直接ホースを引き、霧状に噴霧するノズルを校内の昇降口や渡り廊下等の上部に設置することで周辺温度を下げ、屋外活動等のクールダウンに安価で効果が期待できるということから、都市部を中心に導入している学校があると聞いております。近隣では磐田市において、本年度モデル的に公立幼稚園や小中学校、7園校に設置するとのことでございます。磐田市によりますと、予算的には1校当たり3万円程度ということですが、水道配管の位置や設置場所、ホースの長さによって一定ではないということですが。

今後、近隣市で導入した学校で効果等を聞きながら、来年度の設

置に向けて検討して参りたいと思います。

次に、防災教育についてのご質問にお答えいたします。

町内の学校においては、地震や火災を想定した防災訓練を年間を通して最低3回以上実施しております。議員ご指摘の地震発生時のシェイクアウト訓練の基本的な行動である、合図とともに一斉に机の下にもぐり、頭や体を守り、揺れが収まるまでじっとしている訓練は、従来から基本の訓練として必ず実施しています。現在は、いつ、どんな形で起こるか分からない災害に備えて、授業中以外の休み時間や運動場にいた場合などの対応についても、各学校で予告なしの抜き打ち訓練を行うなど、自分の命を守る安全確保の行動がとれるよう、訓練を通じて学習しております。

近年、シェイクアウト訓練が注目されてきているのは、防災訓練の参加者が減少傾向にあり、大規模な訓練よりも参加しやすく、基本的な安全確保行動をとるだけといったシンプルな訓練方法で「場所を問わない」「時間がかからない」こと、ホームページから事前登録を行うなど、自発的に参加を促すことができることから、企業のオフィスが集中している都市部で普及しているようであります。この訓練は、町内の学校だけでなく「防災の日」の県全体の訓練などで、住民や企業を含めて取り組むことができれば、防災に対する意識の高揚が図られる大きな効果があるのではと思います。

教育委員会としては、学校での防災学習の充実、町や地域との連携した防災訓練への参加を通して、子どもたちの防災意識を高めることに努めてさせていきたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議長
12番議員

(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) まず1点目ですけれども、高齢社会白書によればですね、一人暮らしの高齢者が来年はもう600万人になるという新聞報道もされておりました。私はいよいよ高齢社会の到来によってですね、地域活動の在り方というか、いろいろな仕組み作りですね、大きな転換期を迎えているのではないかなど、このように思

うところでありますけども、患者バスっていうのは、飽くまでも患者しか、病院の送り迎えしかできないわけでありまして、お買い物なんかはできないわけですね。そういう中で1点私の考えることは、森町でははり・きゅう・マッサージ治療費の助成が要綱にございます。この中で森町ではですね、70歳以上の高齢者を対象にして、はり・きゅう・マッサージの対象者の助成をしておりますよと、こういうことがございますので、1点考えられることはですね、幾らはりやきゅうやマッサージに行きたいといっても、乗り物がないとかですね、足がなければ行きたくても行けないわけですから、この中の助成の中に、要綱の中に、一つのタクシーの助成を、いわゆる選択制、タクシーを加えたこの四つですね、はり・きゅう・マッサージ・タクシー助成の選択制の考えが町長にはございませんかお聞きしたいと思います。

また教育長、来年ミストシャワーのことは検討していただけるということで、これはよろしいですけども、シェイクアウト訓練というのは、先ほど教育長がおっしゃられましたように、昭和56年に政府が総合防災訓練に本格的に取り組み始めた時期ですけども、全国ではですね、平成7年頃までは1,000万人の参加者が、しかし、段々減っちゃってですね、年中行事みたいに、取扱いが、そういう中で、私たちもよく経験することですけども、森町は9月にはやらない、12月にはですね、町内で集まってただくるくる回って消火栓を見るとかですね、そういう一つの流れで、やっぱり自分もそう思うんですけども、やっぱり年中行事だなと。今ではですね、全国ではもう驚きましたけども、38万人しか参加していないよというデータまで出ているんですね。これは本当に、防災、やっぱり東日本にしても、阪神淡路大震災にしても、そんなに年数は経っていないのに、やはり防災教育というのはそれだけ薄れているのかなと。

教育長ちょっと言わなかったんですけども、やはり教育という部分で非常に3回年間やっておみえになるということで、私は全く素人ですので分かりませんが、今の教育というのは知識や技術を

教えることに力点が置かれているわけだと私は思うですけども、やはりこういう訓練というのもですね、釜石のいわゆる奇跡と、東日本大震災でこういうように子どもたちが率先垂範で、常に練習している、こういうスタンスで防災教育というのは取り組まなければいけないのかなという中で、やはりこれからの教育、先ほど言いましたように全く素人だで分かりませんが、知識やいわゆる技術というのは大切ですけども、その子どもが持っている、要するに、教えたら、一人の人が持っている能力をどう引き出して育てるか、教育、育、この育がこれからは大切になってくるのではないかなという中で、これから町内会と連携しながらさらに進めていくということでもありますけども、百聞は一見にしかずということがありますので、もう少しですね、これは日本で生まれた、シェイクアウト訓練というのは、本来日本からアメリカの方に逆輸入、アメリカの方は日本で生まれたこの防災訓練を一つの基礎にしてやっていることでありますので、もう一つ充実した中で、幼稚園の生徒とかですね、小さな子ども、低学年、特に大切だと思うんですけども、そういう教育長の3回やってるでええよ、じゃなくて、僕はそういう一つの3回でいいよじゃなくて、何回でもそれを植え込んで教え育てていくというのが大切だと思うんですけども、その方法論っていうか、練習、訓練に3回じゃなくて、もっと充実したものをやっていくという考えはあるかお聞きしたいと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 今のタクシー券についてですね、はり・きゅう・マッサージ等の助成のメニューの中に加えて、選択制を検討したらどうかということでございます。

基本的にはり・きゅう・マッサージの対象者というのは、軽度な方で、自ら運転をしながらこの治療を受けるという方が基本の対象になっているのではないかと考えております。実際にタクシーを利用する人たちというのは、利用できれば有り難いという人は全員がそう思っているわけでございますので、やはり行政として、どこの

人を対象に公費で面倒を見るのかという点が基本ではないのかなと、このように思っております。

現在の障害者等々の対象者数は55人おられまして、交付率は12.4パーセントでございます。その交付された人が使っている割合は68.6パーセントですから、本来ならば100パーセントの人が申請をしたとすると、現在の予算の約15倍くらい拡大しないと需要を満たせないということになるかと思っております。

ですから、やはり今の利用形態で十分とは言えないけども、困っている人たちをカバーしているのかどうかという点を基本に、このタクシー運賃の利用がですね、進むようなことがまずは大事なことでないのかなと。そして、そういう利用を見ながら、範囲を拡大するとしたら、どこまで拡大するのが必要なことかということのを次の段階で検討すべきことではないのかな、このように思っております。

近隣を見ましても、御前崎市以外については、高齢者とか要介護とか、そういう人を対象にタクシー券を交付しているところはございません。ただ、タクシーを自主運行バスと同じように、デマンド式の乗り合いバスのような運用をしているところはございますけども、個人が本来自分の足として自由にタクシーを使わず、そしてそこに助成をしているというのは、御前崎市以外には行っておりませんので、うちとしてはやはり乗り合いバスのように使うならば、現在の乗り合いバスを基本に考えていく。そして、タクシー運賃の助成については現在の対象者でいいかどうか、現在の対象者でいいとしたら、実際に1割程度しか利用してないっていうことは、制度が皆さんに知られていないとしたら、それを知らせることが必要なことではないのかなと、このように思っておりますので、これの問題については、こういう視点から今後も引き続き検討・研究して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 小沢議員の防災訓練における、教えて育て

るという部分の解釈の中で、徹底するまでやっていただきたいというようなことだと思いますが、先ほど申しましたように、学校では国・県を上げていのちの教育、子どものいのちを大切にする教育という部分については非常に重要視しております。

防災訓練と名が付いているように、訓練というものについては、幼・小・中、義務教育においては特に命に関わるということで、非常に教職員上げて真剣に取り組むものでございます。例で言えば、笑っていたりふざけていたり、ルールを守らなかったりという部分については、まさに小沢議員のご指摘のとおり、徹底するまで見取ると、そういうような姿勢で取り組んでいるところです。

回数的なところも触れましたけども、3回うんぬんという問題でなくても、これからは先ほど言いましたように、このような予知対抗型の退避訓練ですかね、これも重要視しながら、これからはやはりいつ、どこで、何が起こるか分からないというような、まさかという想定の中で、それぞれの学校や園が、意外性のある取組をしているところです。例えば、トイレに行っているときに起きたらどうした、運動場で起こったらどうだ、先生方がいなかったらどうだろうかというようなことも、それぞれ回数を多くする中で実施しておりますし、特に本年度などは、泉陽中学校などでは、防災キャンプ、町の防災キャンプ事業の一つとしてですね、子どもが学校の方へ泊まってですね、孤立したときはどうするかとか、まさに防災、命に関わる訓練、活動について、多様な取組をしているというところでご理解をしていただけたらと思います。ですので、防災教育の充実という部分については、どの学校についても、学校の教育の中核に置いている、命に関わることですので、大切に対応していきたいと、そのように思っているところです。

議 長
8 番議員

(榊原淑友君) 8 番、亀澤進君。

(亀澤進君) 8 番、亀澤でございます。私は先に通告しましたとおり、森町病院駐車場に太陽光発電設備を設置する提案についてご質問いたします。

本年度、公立森町病院の職員駐車場が増設される予定となっております。計画では増設分の駐車場が、東西に89メートル、南北に50メートル、敷地面積は4,579平方メートルと聞いております。隣接する既設の駐車場は、増設分の南北を約半分にした2,368平方メートルで、両者を合わせると6,947平方メートルとなり、東西に約180メートルほどの整った形となります。

現在、日本全国の各地で、企業や自治体が、再生可能エネルギー設備の設置を推進し、節電や環境に配慮しているところでもあります。特に、メンテナンスの手間や費用が少なくなりました、費用の回収率も高い太陽光発電設備が主流となっております。

そこで提案ですが、前述の森町病院駐車場に、太陽光発電設備を設置してはどうかと考えます。面積から判断できる発電容量は約300キロワットで、土地の形も良く、駐車する車にあっても、屋根付きと同様にとらえることもできると思います。

最近では、民間から出資を募るファンド形式が増加しており、クリーンエネルギーへの意識向上も合わせて図っている事例も少なくありません。

本提案について、町長はどう考えるかお伺いいたします。

議 長 (榊原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松 藤 雄 君) 亀澤議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

「森町病院駐車場に太陽光発電設備を設置する提案について」の質問でございますが、現在、病院駐車場の増設予定地につきましては、職員駐車場用地として農用地除外許可を得まして、農地法第5条の農地転用申請を提出したところでございます。今後も順次手続を済ませ、本年度内に駐車場造成工事を完了する予定でございます。

この増設予定地には188台の駐車が可能であり、今後、新駅設置により使用できなくなる現駐車場40台分と、臨時的に文化会館やポケットパークに駐車している90台分を合わせた130台分が補えるようになり、加えて、慢性的に不足している外来患者の駐車スペース

の確保も図られます。

再生可能エネルギーとなる太陽光パネルの設置は、ご指摘のように節電や環境への配慮の観点から推進すべく、役場本庁舎、町民生活センター及び家庭医療センターの屋上に設置をしているところでございます。

しかし、駐車場への設置となりますと、車両の収納に見合う高さにはパネルを支えるための架台を設置し、それを固定するための土台部分は相当の強度が必要となるため、通常のパネル設置と比較してかなりの費用がかかり、駐車スペースの減少も考えられます。

また、売電を目的として設置する場合は起債の対象外となることから、すべて自己資金で設置をすることになります。地方公営企業法を一部適用する森町病院が、病院事業以外の附帯事業として売電目的の太陽光パネルを設置し、売電収入を得ることは、本来の事業との密接な関係はなく、健全な運営に資する上でも適当ではないという解釈の通達も出ております。

したがって、病院としては今後、更新整備すべき医療機器や、設備の維持を最優先とし、医療資源を維持していく必要もあることから、病院駐車場への太陽光発電設置は、考えておりません。

また、この太陽光設置事業については、公営企業法の附帯事業としては認められることではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

民間から出資を募るファンド形式については、そのようなことから検討はいたしてはおりません。今後も太陽光発電そのものについては研究・検討をしていきたいと、このように思っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長
8 番議員

(榊原淑友 君) 8 番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) 公共的には、売電目的の再生可能エネルギーは難しいと、無理だということはよく分かりますが、現実自治体でも例えば今年度東京都などでは、官民連携再生可能エネルギーフ

ファンド運営事業というもので、そういう事業者を募集しておりますし、掛川にあっても、2年ほど前からこの再生可能エネルギーのビジョンといいますか、この計画を作成して、ファンド形式で動いていると。

実際運営しているのは自治体ではなく、民間の事業者になります。例えばですね、この公共施設というか土地を利用して、民間がそういう事業を実施したいと、こういった場合町として、町長としてどう考えるか、その点についてお伺いしたいと思います。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 今事例に上がりました病院駐車場については、行政財産でございますので、行政目的に沿った使い方が必要になるわけでございます。しかし、町有地には行政財産に限らずに、普通財産である土地もございます。今一宮地域の町有地、これは普通財産でございますけども、この町の土地を借りて太陽光発電を設置したいんだけども、貸してくれないかと、そういう話がきております。

町としてはその土地の借地料を頂くことができますし、地目等々を考慮しながら、借地料の額が幾らが適切な価格であるかを検討しながらですね、その検討をしているところでございます。その部分については企画財政課長の方から答弁いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) 企画財政課長。

企画財政課 長 (長野 了 君) 企画財政課です。今町長からございましたように、普通財産におきまして、確か一条工務店の方から申込みがございまして借地料を設定してですね、確か造成工事に入ってやっているとございます。それこそ、今町長から答弁があったように、町としては有効に活用がなかなかできなかった土地が、そういう再生エネルギーの供給地となるということで、民間としてもペイできるということで、そういう事業を進めているところです。以上です。

議 長
8 番議員

(榊原淑友 君) 8 番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) 今民間の企業ですか、そちらの方に貸す話をして進めているということですが、やはりこの再生可能エネルギーを自治体が推進するという部分で、目的ですが、企業の場合は売電収益といった部分もあるのかなと思います。例えば契約の中で、町民又は会社に対して、この再生可能なエネルギーをちゃんと啓発できるようなお話をされているのかどうか。やはり公共の土地を貸すという部分にあっては、そういったことも考える必要があるのではないかなと思います。ただただ土地代が入るからということだけではどうか。やはり、そういうことを進めていくにあっては、この再生可能エネルギーを推進するためのビジョンと申しますか、計画というものを、今後森町としても考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

できれば、先ほど私が申しましたように、民間の、例えば事業者を募って、ファンド形式でできるだけ町民の方が参加できるというか、なかなかそういった太陽光設備を設置するのは金額的にも難しいという方も多くおりますので、少しの金額でも出資することで、それは一つの啓発になるのではないかなとも思いますので、そういうことも含めて今後計画をしっかりと考える必要があるかと思いますが、最後のこの辺の考え方をお伺いします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) この種の問題については、民間の知恵を借りながら、行政がそれを応援しながら進めていくやり方と、行政が率先して民間に参画を求めるというやり方と、両方の進め方があるんじゃないのかなと思います。

町有地の利用についてですね、なかなか私どもでは思いが至らないというときに、民間が知恵を絞って、こういう活用したいので使わせてください、それが町が考えていなかった部分の知恵を提供したことならば、そういう知恵を持っているところにその土地をお貸しするというのも、普通財産でございますので、いいことではな

いかなど。

また一方、誰もが使いたくなるような、そういう適地があったとしたら、ご承知のようにファンドを募って、有利な民間の方にその土地をお貸しするというやり方もあろうかと思えます。

しかし、我々もまさに未知な分野でございまして、この太陽光発電を、我々の持っている土地にどう取り入れていくのかということについては、これから少し研究・検討をしていくことが必要かと思えますし、一旦その土地を貸すとなりますと、民間の方々もそれなりの設備投資をしますから、20年なら20年という、一定の長期間お貸しすることが必要なことではないのかなと思っております。通常のように1年2年の期限付でお貸しするっていうことでは、なかなか民間さんも参入してこないと、このように思いますから、ご指摘の点も含めて、行政として今後研究・検討して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) これで一般質問を終わります。

日程第11、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第12、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出がありま

議 長

す。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年6月森町議会定例会を閉会します。

(午後1時55分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成26年6月26日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上